令和8年度橿原市社会福祉協議会組織図

理事会（理事13名）
— 業務執行の意思決定機関

評議員会（評議員15名）
— 重要事項の議決機関

監事（2名）
— 理事の職務執行の監査機関

〇評議員選任・解任委員会（4名）

〇第三者委員（2名）

会　長
— 感謝状贈呈審査委員会
— 職員採用試験委員会
— 職員衛生委員会

副会長

常務理事
— **事務局**

総務係

〇法人運営事業

〇役員会等事業

〇広報発行事業　等

〇法人経営部門として、安定した法人経営や効率的な事業運営を図るため、将来ビジョンの検討や各部門間の調整等を行う。法人全体・事業全体のマネジメントにあたる。

地域福祉係

〇地域福祉活動支援事業

〇見守り活動支援事業

〇ふれあいサロン事業

〇生活支援体制整備事業（第1層）

〇ボランティア推進事業

〇赤い羽根共同募金活動　等

〇地域福祉活動推進部門として、地域住民や関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくりに向けた取組の支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を促進する。地域福祉推進の中核的な役割を果たす。

生活支援係

〇生活福祉資金貸付事業

〇日常生活自立支援事業

〇法人後見事業　等

〇相談支援・権利擁護部門として、地域住民の地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整などを行う。

〇介護サービス部門として、介護保険サービスや障害福祉サービスその他のサービスを提供する。

事業所
- 指定訪問介護事業所
- 指定第一号訪問事業所
- 指定障害福祉サービス事業所

地域包括支援センター

〇包括的支援事業

〇生活支援体制整備事業（第2層）

〇認知症総合支援事業　等

〇地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

〇高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいのサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指す。

事業所
- 指定介護予防支援事業所